別添

仕様書

1　業務名

尿中大麻鑑定用自動前処理装置の賃貸借

2　目的・適用範囲

(1) 目的

尿中大麻鑑定用自動前処理装置を導入し、違法薬物鑑定を効率的かつ迅速に行い、確実な証拠保全や被疑者の早期検挙により、府民の安全・安心を確保することを目的とする。

(2) 適用範囲

本仕様書は、尿中大麻鑑定用自動前処理装置で使用するハードウェア、ソフトウェア、その他の物品（以下「機器等」という。）について適用する。

3　賃貸借期間

賃貸借期間は、令和７年10月１日から令和14年９月30日までとする。

4　機器等の数量等

(1) 機器等の数量

尿中大麻鑑定用自動前処理装置　１式

（内訳）

・尿中大麻鑑定用自動前処理装置本体

・シーケンス作成・編集用ＰＣ

(2) 機器等の明細及び仕様

別紙「機器等仕様書」のとおり

5　賃貸借期間満了後の取扱い

(1) 機器等は、賃貸借期間満了後返還するものとし、返還に必要となる費用は、受注者の負担とする。

(2) 記録可能な機器等のうち、内蔵記憶装置は刑事部科学捜査研究所担当者（以下「担当者」という。）が物理的破壊を行った後、破壊した内蔵記録装置を返還することとし、その他の記憶装置についは、受注者においてデータを完全に消去し、担当者に消去完了報告書を提出すること。

6　機器等の納入作業

(1) 受注者（出荷引受業者を含む。以下同じ。）は、契約締結後、速やかに担当者と協議の上、本業務に係る作業計画書を作成して提出すること。

(2) 機器等は、京都府警察本部内の担当者が指定する場所に、賃貸借期間開始日までに使用できる状態で納入すること。

(3) 電源措置及び配線の保護措置が必要となる場合は、担当者と協議の上、受注者の負担において行うこと（ＯＡタップ、ケーブルカバー等が必要となる場合には、受注者において必要数を用意して対応すること。）。

(4) 受注者は、納入場所への車両乗り入れは原則として行わないこと。ただし、機器等の運搬のため、やむを得ず乗り入れる必要がある場合には、事前に担当者に報告し、承認を受けること。

(5) 受注者は、納入作業前に作業責任者及び作業員（以下「作業責任者等」という。）を担当者に報告し、承認を受けること。

(6) 受注者は、受注者が指定した作業責任者に、担当者との調整、納入作業進捗管理等納入作業に必要な調整を行わせ、警察活動に支障を及ぼさないこと。

(7) 受注者は、京都府警察が定めるセキュリティに係る誓約書を作業責任者等から徴取し、契約締結後速やかに作業員名簿とともに提出すること。

なお、作業責任者等に変更があった場合には、その都度誓約書及び作業員名簿を提出すること。

(8) 誓約書は、京都府警察において直接作業を行う者だけではなく、受注者側において本仕様書に関わる作業を行う者（派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。）であっても、全て提出させること。

(9) 受注者は、納入作業で発生した廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号)」に基づいて適正に処分すること。

(10) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても本業務に必要と思われる作業等については、担当者と協議の上、実施すること。

7　情報セキュリティの確保に関する特記事項

(1) 保護すべき情報の範囲

ア　受注者は、機器等に関し、担当者から提供する情報その他機器等において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、その万全を期すこと。

イ　保護すべき情報の範囲は次のとおりとすること。

(ｱ) 機器等において、担当者が部外秘の指定をした事項に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

(ｲ) 機器等において、担当者が部外秘の指定をした事項に属する物件

(ｳ) 前記を基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、担当者が指定したもの

(2) 再委託の禁止

ア　受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとする。ただし、やむを得ず再委託するときは、その再委託先、契約内容等を記した書面を添え、担当者の許可を得ること。

イ　前項ただし書により再委託をする場合、受注者が再委託先との間で締結する契約において、本仕様書と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めるものとする。

ウ　前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと担当者から指摘された場合は、速やかに是正するものとする。

エ　前記アのただし書により受注者が再委託する場合、再委託先その他機器設置等に

係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「再委託先等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本仕様書に従うよう、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(3) 情報セキュリティ確保のための体制等の整備

ア　受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備するものとする。

イ　受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し担当者に報告するものとする。

ウ　受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び再委託先等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴取するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を担当者に通知するものとする。

　なお、担当者の承認を受けて、作業責任者等から提出させる６の(7)で定める誓約書を情報セキュリティの確保に関する誓約書に代えることができるものとする。

エ　受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、担当者の承認を得るものとする。

　なお、受注者があらかじめ当該計画を有する場合には、これに代えることができるものとする。

オ　担当者は受注者に対し、前項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができるものとする。

(4) 守秘義務

ア　受注者は、保護すべき情報を契約期間中のほか、契約満了後においても第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

イ　取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

ウ　受注者又は再委託先等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により担当者に申請し許可を得るものとする。

(5) 業務管理

ア　機器等に関して、担当者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び担当者が受注者に貸与する機器等に関する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、受注者は、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理につき、担当者に対し一切の責を負うものとする。

イ　受注者は、指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報、業務資料等は適正に管理するものとする。また、担当者の承諾なくしては、その場所から物品、業務資料等を持ち出してはならないものとする。

ウ　受注者は、業務情報及び業務資料を、機器等に関する業務の実施その他担当者の指定した目的以外に使用してはならないものとする。

エ　受注者は、業務情報について、契約が満了したとき又は担当者から廃棄を求めら

れたときは、担当者が認める方法により廃棄するものとする。

オ　受注者は、業務資料を、担当者の承諾なくしては、方法のいかんにかかわらず複製・複写してはならないものとする。

カ　受注者は、契約が満了したとき又は業務資料について担当者から返還を求められたときは、直ちにこれを担当者へ返還するものとする。

(6) 脆弱性対策等の実施

ア　受注者は、業務を実施するに当たり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限定するとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

イ　受注者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等の脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(7) 情報セキュリティの対策の履行状況の確認

ア　受注者は、契約締結後速やかに、本仕様書が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について担当者に報告し、承認を得るものとする。

イ　受注者は、契約締結後、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について担当者に報告し、承認を得るものとする。

ウ　情報セキュリティ対策履行状況の報告方式については、契約締結後に担当者が指示する。

エ　受注者は、再委託先等における情報セキュリティ対策履行状況についても、受注者に準じた確認を行い、その結果を担当者に対して報告し、承認を得るものとする。

(8) 情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置

ア　受注者は、受注者の従業員若しくは再委託先等の故意又は過失により、次の情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）が発生したときには、受注者として担当者に対し一切の責を負うものとする。

(ｱ) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

(ｲ) 保護すべき情報のほか、本契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

(ｳ) 保護すべき情報を取扱い、若しくは取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体に不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等が認められた場合

(ｴ) その他契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑いがある場合

イ　受注者は、業務の履行に際し、情報セキュリティ事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を担当者に報告するものとする。

ウ　発注者は、情報セキュリティ事故が発生した場合、必要に応じて受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について全面的に協力するものとする。

エ　情報セキュリティ事故が再委託先等において発生した場合、受注者は発注者が当該再委託先等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

オ　受注者は、情報セキュリティ事故の損害、影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約満了時まで保存し、担当者の求めに応じて提出するものとする。

カ　情報セキュリティ事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要となる経費については、受注者の負担とする。

(9) 情報セキュリティ監査

ア　発注者は必要に応じて、受注者に対し情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施に当たり、担当者の指名する職員を受注者の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、受注者は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に担当者に提出するものとする。

イ　発注者は、情報セキュリティ対策に関して特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。

ウ　受注者は、発注者が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、担当者の求めに応じ、必要な協力（発注者の指名する職員による取扱施設への立入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。

エ　発注者が再委託先等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、受注者は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

オ　受注者は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を担当者に報告することとする。

カ　発注者は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分に満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

キ　受注者は、発注者から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

8　保守

(1) 京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第４号）に規定される府の休日を除く午前９時00分から午後５時30分の間、機器等に係る障害発生の受付を行うこと。

(2) 年末年始等長期間にわたる休日、受注者の休業日（土曜、日曜、祝日及び夜間帯を含む。）等における対応については、別途担当者と協議し、運用への影響が最小限となるように努めること。

(3) 京都府内又はその近郊に修理、保守等に対応できるサービス拠点を有し、賃貸借期間中、機器等に障害が発生した場合は速やかに修理すること。

なお、部品代を含む修理に要する費用は受注者が負担することとするが、代替品の提供は不要とする。

(4) 賃貸借期間中、尿中大麻鑑定用自動前処理装置本体について年１回の定期点検を行うこと。点検の結果、部品の交換が必要な場合は速やかに交換することとし、部品代を含む点検に要する費用は、受注者が負担すること。

(5) 修理、保守、点検等を行った場合は、作業報告書を速やかに提出すること。
(6) 修理、保守、点検等を行うに当たって機器等に損害を与えた場合は、いかなる場合も全額受注者の負担において原状回復すること。ただし、天災その他の不可抗力による場合はこの限りではない。
(7) 故障した内蔵記憶装置については、担当者が物理的破壊を行った後、破壊した内蔵記憶装置を返還する。
(8) 故障により機器等の一部を交換する場合、交換する機器にデータ記憶領域がある場合は、担当者の指示を受けてデータの完全消去を実施し、担当者に消去完了報告書を提出すること。
(9) 受注者は、日本語で記載の操作マニュアル一部を納入すること。マニュアルに日本語以外の言語で記載されたものがある場合は、事前に担当者の確認を受けること。
(10) 受注者は、操作等に係る教育訓練を、賃貸借期間開始日までの担当者が指定する日時、場所で行うこと。
(11) 賃貸借期間開始日までの保守については、受注者の負担とする。

別紙

機器等仕様書

1　尿中大麻鑑定用自動前処理装置本体

参考品：島津製作所製　ATLAS-LEXT GHD相当品以上

項目		機能及び性能
本体部	寸法 （幅×奥行×高さ）	○　約 600×585×592mm程度
	基本性能	○　全自動で液―液抽出が可能であること。 ○　液―液抽出工程にて備え付けの試薬を分注し、検体に添加する機能を有すること。 ○　液―液抽出工程にて撹拌機能を有すること。 ○　液―液抽出工程にて遠心機能を有すること。 ○　液―液抽出工程にてエマルションセンサーを有すること。 ○　液―液抽出工程にて上層を分取する機能を有すること。 ○　分取した抽出液を蒸発乾固する機能が備わっていること。 ○　蒸発乾固機能は、窒素ガス吹き付け及び加熱によるものであり、加熱温度は室温～70℃より広い範囲の設定が可能であること。 ○　１回の操作で20検体を連続して自動で前処理することが可能であること（サンプルバイアルラックに1.5mLバイアルを20本以上セットすることが可能であること。） ○　分析装置とオフラインの状態で使用可能であること。 ○　前処理シーケンスを作成・編集するためのPCとLANポートにて接続可能であること。 ○　試薬、溶媒及び洗浄液切れを検知するセンサユニットを有すること。 ○　安全対策としてカバー閉端メカインターロック機構を有すること。
	操作制御	○　本体操作パネルで操作可能であること。
	電源	○　AC100～240V、50/60Hz、500VAで稼働すること。
	外部端子	○　LANポートを１個以上有していること。
付属品		○　本機器の稼働に必要な接続ケーブル等の付属品を有すること。 ○　シーケンス作成・編集用PCとの接続に必要な接続ケーブル等の付属品を有すること。 ○　本機器の導入に必要なサンプルバイアル、サクションフィルター、溶媒ボトル等の消耗品を付属すること。

2 シーケンス作成・編集用PC

参考品：NEC製　PC-VKT46XZGN相当品以上

項目		機能及び性能
本体部	筐体仕様	○　ノートパソコン
	外形寸法 （幅×奥行×高さ）	○　約 368×254×25mm程度
	内蔵記憶装置	○　500GB以上であること。
	CPU	○　Intel Core i5-1235U（最大4.60GHz）以上であること。
	メインメモリ	○　16GB以上であること。
	モニタ部	○　15.6型ワイドTFTカラーIPS方式液晶パネル（フルHD対応 / 1920×1080 / LEDバックライト / ノングレア）
	光学ドライブ	○　DVDスーパーマルチドライブ
	LANインターフェース	○　1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Remote Power ON（Wake on LAN）機能対応のLANコネクタを１個以上有していること。
	USBポート	○　USBポートを４個以上有していること。
	電源	○　AC100V±10%で正常稼働すること。
ソフトウェア	OS	○　Microsoft Windows 11Pro 64bit（日本語版）以上であること。
	シーケンス編集用ソフトウェア	○　尿中大麻鑑定用自動前処理装置の前処理シーケンスを編集するための編集用ソフトウェアであること。 ○　日本語対応であること。
付属品		○　本機器の稼働に必要な接続ケーブル等の付属品を有すること。 ○　マウスを付属すること。

以上